

# 令和6年度 大分地方最低賃金審議会 大分県最低賃金専門部会

1 日時 令和6年8月2日(金)午前10時～

2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室  
(大分市東春日町17番20号)

3 出席委員

公益代表：井田委員、松隈委員、本谷委員

労働者代表：阿部委員、二宮委員、藤本委員

使用者代表：大塚委員、藤野委員、渡辺委員

4 事務局

大分労働局：本多労働基準部長、竹内賃金室長、幡手賃金室長補佐

5 議題

(1) 金額審議について

(2) その他

6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

本日は、全委員の御出席をいただいております。

このため、本専門部会は、9名が御出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項及び第6条第6項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行につきまして井田部会長、よろしく願いします。

部会長

ただ今から大分県最低賃金専門部会を開催します。

議題1「金額審議」に入ります。

一昨日、第1回目の専門部会から金額審議に入り、前回は、最初に労側、使側それぞれの基本的な考え方を述べていただいた上で、公労会議、公使会議の2者協議を行いました。

前回の概要を申し上げますと、

労側からは、

- ・2024春季生活闘争では、33年ぶりとなる水準の実現ができていること、組織労働者が獲得した労働条件を最低賃金の引き上げにつなげ、未組織労働者の労働条件向上に波及させていくことが必要であること
- ・労働力人口の流出防止の観点からも上位ランク県との地域間額差を埋めていく必要が引き続きあること

などのご意見がありました。

一方、使側からは、

- ・物価の上昇や春闘結果における賃金引き上げ状況及び人材確保の観点から、最低賃金を引き上げることの必要性は理解できるものの、エネルギー資源や原材料価格の高騰による物価高に円安なども加わり経営環境は依然として厳しい状況が続いていること
- ・目安は目安として、景気や経営の実態を表した各種指標やデータによる中小企業にとって納得感のある慎重な審議を行うこと

などのご意見がありました。

このような前回の議論を踏まえ、本日は、2回目の金額審議に入りたいと思います。全体会議の場で、何かご発言やご意見がございましたら、お願いします。

【意見なし】

部会長

それでは、公労会議、公使会議に入りたいと思います。  
まずは、事務局から本日の協議場所の説明をお願いします。

#### 賃金室長

協議場所につきまして、当会議室が公労会議、公使会議の場となりますので公益委員の皆様は会議室にお残りください。

労働者代表委員の皆様は、3階の職業安定部の会議室を、使用者代表委員の皆様は、3階雇用環境・均等室奥の委員会室を控室として用意しています。事務局でご案内します。

協議が終了したのちには、また、当会議室にお集まりいただきますので、よろしく願いいたします。

#### 部会長

最初に、労側から、ご意見をお聞きしたいと思います。  
使側は、控室にご移動をお願いします。  
それでは、これから、公労会議を始めます。

#### (二者会議)

#### 部会長

それでは、全体会議を再開します。

労使それぞれから御意見をお伺いして、公益の方で調整を行いました。

労働者側委員からは金額提示を2度いただきました。

その中で、使用者側も賃金引き上げに一定のご配慮をいただいていることは分かる、ただし実質賃金が上がっていくこと、しっかり賃金を引き上げていく必要があるのではないかということ、最近の春闘における組合員の時給の上げ幅も考慮されて金額提示をいただきました。

使用者側委員からは、大分県からの補助金や使える業種を増やすなど色々と配慮いただいているが、補助金などの国や県の施策があるとしても、いわゆる中小零細企業がそういった制度を活用して目安額のような賃金額を引き上げていけるのかどうかということにつきましては少し不安があるということで、金額については前回提示いただいた金額にとどまりました。

結果として意見が一致しておらず、本日はまだ、結論をまとめるまでに至りませんでした。このため、引き続き審議していきたいと思っておりますが、労使各側から何か話しておきたいことはございませんか。

【意見なし】

部会長

なければ、事務局に連絡事項をお願いします。

賃金室長

次回の専門部会は、8月7日（水）午前10時から、この会場で開催をお願いしたいと思います。

部会長

それでは、以上で本日の専門部会を終了します。

本日の議事録の確認委員は、藤本委員、大塚委員をお願いします。

皆様、大変お疲れ様でした。